

写

令和6年度に向けた  
守山市農業施策について

# 意見書

守山市農業委員会

守農委第 425 号  
令和 5 年 12 月 11 日

守山市長 森 中 高 史 様

守山市農業委員会  
会長 秋山 新治

令和 6 年度の守山市農業施策について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 38 条第 1 項の規定により意見いたします。

## は じ め に

貴職におかれましては、守山市の農業振興に積極的に取り組まれるとともに、農業委員会活動にも多大なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

農業・農村は、私たちの「食」を支えているだけでなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な多面的機能を有しています。しかしながら、近年、農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、さらに昨年以降、世界的な原油・原材料の高騰、円安により生産資材の価格高騰が継続していることなど、多くの課題に直面しております。

さらに、本年 4 月に改正農業経営基盤強化促進法等が施行されました。市町村は令和 6 年度末までに「人・農地プラン」が法定化し、目標地図を盛り込んだ「地域計画」を策定することとされ、行政と農業委員会が連携し「農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供」、「目標地図素案」の作成を担うこととなりました。

つきましては、これからの魅力ある農業、活力ある農村を築いていくには、地域農業を担う多様な担い手の確保と育成、日々変化する状況に的確かつ迅速に対応していくことが重要です。

このような状況を踏まえ、守山市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見を申し上げますので、次年度の農政の取り組みとあわせご配慮をお願い申し上げます。

## 1 担い手の育成・支援について

農業者の高齢化や後継者不足により農業者の減少が懸念される中、地域の農地の適切な利用のため「地域計画」を策定し、担い手や半農半Xなど多様な経営体への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減・収益性を目指していく必要があることから、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 「地域計画」に必要とされる「目標地図」は、人と農地を結び付ける地図で「農地の出し手・受け手」の意向が反映されるが、意向を把握するための活動が重要となる。ついては、「目標地図」を円滑に策定するために各地域における農業組合、農業委員等への活動支援と地域での話し合いにおいて積極的かつ十分な協議が実施されるよう支援されたい。
- (2) 10年後の目指すべき農地利用として農地の集積・集約化が進むことで、特に土地利用型農業は顕著に効率化等に寄与することになる。しかしながら、「地域計画」を策定するにあたり地域での課題があることから、それぞれの課題解決に向けた取り組みに対して支援されたい。
- (3) 世界情勢をめぐる先行きの不確実性の高まりにより、令和4年以降、原油を始め輸入物価が高い水準で推移し続けている中、肥料・飼料といった農業生産資材の価格高騰も継続している。このような状況は、農業経営全般を圧迫しており、今後、農業者が生産への意欲を失わないよう引き続き国県と連携し農業者に対し支援されたい。
- (4) 令和7年度より、農地の貸借が農地中間管理事業に一本化されるのにもとないスムーズに移行するために、中間管理制度とそれに付随する支援策等の諸制度について農業者等が正しく理解し、そして浸透するように周知されたい。

## 2 新規就農者・後継者の育成について

市が開設する就農フェア等により、令和2年以降令和5年にかけて県外1人を含む11人の方が新たに就農された。ついては引き続き新規就農者等の確保に向けて、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 新規就農者が地域に定着し安定した農業経営を確立するには、生活の安定が必要であり初期投資の軽減を図る必要があることから、離農者とのマッチングを行い離農者の農業用機械・施設・作業場などを譲

り受ける制度を構築されたい。

- (2) 農業者の減少は問題であり担い手もこの限りでなく、新規の就農者や後継者が確保されなければ農村や農業等は維持できない。ついては、新規就農者経営発展支援事業や農地利用効率化等支援事業などにより進められている技術革新やスマート農業・6次産業化などをより推進し、魅力ある守山市農業へと導かれたい。
- (3) 集落営農の法人化が進められ、農地の集積化・集約化に寄与しているが組織の高齢化が進む状況であり、組織の新たなリーダーが求められていることから、次世代に繋げられるようリーダー等の育成に取り組みたい。

### 3 遊休農地の解消について

農地は食料の安定供給の確保など食料安全保障の基盤であるとともに、防災や自然環境の形成等、多用な役割を果たしており、安定的な利活用と保全が重要である。

農業委員会は、毎年度行う農地利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者に対して今後の利用意向を調査するとともに、遊休農地の解消の指導を行っており、令和5年度の調査結果は約6.5haの遊休農地の発生状況となっている。ついては、遊休農地の解消に向けて、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 近年、農地の集積化等により、作業の効率化に向けて農業機械の大型化が進み効率的利用が困難な農地は荒廃が進み顕在化している。また、長年耕作放棄された農地では原状回復にかなりの費用や手間がかかるため、解消をあきらめざるを得ない状況もある。市では耕作放棄地再生利用事業補助金制度があり、遊休農地を解消するための有効な支援策となっていることから、引き続き制度を継続されたい。

### 4 女性農業者の育成について

昨年、市により女性農業者の意見交換会が開催され、あらためて女性農業者の消費者視点での発想力やコミュニケーション力など、女性ならではの感性やアイデアを農業経営に生かしていくために、ついては次のことについて対応を図られたい。

- (1) 令和5年7月の農業委員の改選において、4名の女性農業委員が就

任された。これを機会に、女性農業者の育成・確保に向けた取り組みがより進められるよう女性農業委員活動に支援されたい。

## 5 優良農地の確保について

守山市では「のどかな田園都市守山」としての理念が掲げられ都市開発が進む中、その対象となる農地が改廃されているが、今後も農地の確保に努めるにあたり、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 農業振興整備計画に位置付けられている農用区域は、将来的に農業上の利用を確保する土地として位置づけされた区域であり、集団的に存在されるべき区域である。しかしながら、近年の開発が進んだことにより、農用地の一部で集団的農地としての要件を欠いた小規模かつ筆を跨ぐ形に区域設定された農用地の顕在化が見受けられることから、経済・社会情勢に即した農業振興整備計画として守るべき農地と開発される区域を見直されたい。
- (2) 行政の施策による大規模な開発等による農地の改廃により土地改良区の受益面積が減少することになり、組合員等の賦課金で運営されている土地改良区の運営が難しい状況に進むことが懸念される。ついては、土地改良区が安定かつ継続的に運営されるよう支援を拡充されたい。

## 6 農業委員会の予算確保について

農業委員会には、従来の農地法に関する業務に加え、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部が改正(令和5年4月施行)され、市による「地域計画」の策定に際し、今後の農地活用の未来図である「目標地図」の素案の作成が新たな業務として課せられたところである。安定的な農業経営、農業施策の実現に向けた農業委員の現場活動がさらに多様化・複雑化されてきたところである。

さらに、今日の本市においては、他市になく都市開発が活発であり、農地の権利移動や転用など農地法に関する協議や許可等の事務に忙殺されている現状があることから、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 農地法や農業委員会等に関する法律等の改正に伴い、農業委員がその活動を円滑に進めるため知見の取得向上等を図ることが求められており、農業委員会活動への適切な予算措置をされたい。

(2) 農業委員の活動をサポートする農業委員会事務局の果たすべき役割と業務量もさらに大きくなっており、農業委員会事務局の体制強化を図りたい。

以上